

沼津市は、沼津市新中間処理施設整備運営事業の特定事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に準じ、その内容を公表する。

令和 7 年 7 月 17 日

沼津市長 頼 重 秀 一

## 1 公共施設等の名称及び立地

沼津市新中間処理施設  
沼津市山ヶ下町 2404- 3 他

## 2 事業者の商号又は名称

代表構成員 東京都港区芝浦三丁目 9 番 1 号  
株式会社タクマ東京支社  
支社長 田 邊 靖

その他構成員 静岡市葵区伝馬町 24 番地の 2  
前田建設工業株式会社静岡営業所  
所長 齋 藤 克 己

東京都港区虎ノ門二丁目 3 番 17 号  
株式会社東畑建築事務所本社オフィス東京  
常務執行役員代表 阿蘇品 尚士

沼津市大岡 1705 番地の 4  
大藤建設株式会社  
代表取締役 町 田 直 繁

沼津市大諏訪 885 番地  
株式会社加藤工務店  
代表取締役 加 藤 修 一

沼津市東椎路 477 番地  
株式会社佐藤建設  
代表取締役 佐 藤 宗 徳

東京都港区芝浦三丁目9番1号  
株式会社タクマテクノス  
代表取締役社長 上村直也

### 3 公共施設等の整備等の内容

#### (1) 新中間処理施設建設工事

- ・ごみ焼却施設 一式
- ・リサイクル施設 一式
- ・その他施設 一式

(自己搬入ヤード、管理棟、管理事務所棟、計量棟、洗車場、敷地内外構設備)

#### (2) 新中間処理施設運営管理業務

- ・受付管理業務（計量棟受付業務、自己搬入案内業務は令和17年4月1日から）
- ・運転管理業務
- ・維持管理業務
- ・環境管理業務
- ・有効利用及び適正処分業務
- ・情報管理業務
- ・防災管理業務
- ・その他関連業務（清掃、敷地内緑地維持管理、見学者受付及び対応、夜間・休日等の住民対応等）

### 4 事業期間

令和7年7月1日から令和32年3月31日まで

### 5 契約金額

#### (1) 建設工事請負契約に係る請負代金

31,152,000,000 円

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,832,000,000 円）

#### (2) 運営管理業務委託契約に係る委託料

18,788,000,000 円

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,708,000,000 円）

### 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の特定事業契約書の条項のとおりである。

#### (1) 建設工事請負契約

#### **(発注者の任意解除権)**

第 43 条 発注者は、本件工事が完成するまでの間は、次条又は第 45 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### **(発注者の催告による解除権)**

第 44 条 発注者は、この工事について受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても本件工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本件工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 第 10 条の 2 第 1 項に掲げる者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第 42 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号のほか受注者、代理人又は使用人が法令又はこの契約に違反したとき。

#### **(発注者の催告によらない解除権)**

第 45 条 発注者は、当該工事について受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の設計成果物及び工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の設計成果物及び工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告を

しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合には当該個人その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(11) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(12) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(13) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当して有罪の判決を受け、当該判決が確定したとき。

#### **(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第 46 条 第 44 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

#### **(公共工事履行保証証券による保証の請求)**

第 47 条 第 4 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 44 条各号又は第 45 条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から、発注者に対して、この契約に基づく次の各号に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 28 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

#### **(受注者の催告による解除権)**

第 48 条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### **(受注者の催告によらない解除権)**

第 49 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 19 条の規定により要求水準書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

#### **（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第 50 条 第 48 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

#### **（解除に伴う措置）**

第 51 条 発注者は、この契約が本件工事の完成前に解除された場合においては、本件設計の既に完成した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたとときの既履行部分及び本件工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第 1 項の場合において、第 35 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 38 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条、第 45 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率（当該前払金の支払の日から完納の日までにおいて適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率をいう。）を乗じて得た額の利息を付した額を、解除が第 43 条、第 48 条又は第 49 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が本件工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が本件工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が本件工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第48条又は第49条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本件工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

## (2) 運営管理業務委託契約

### (猶予期間)

第75条 発注者は、この契約に特に定めがある場合のほか、受注者がこの契約に従った本件施設の運転ができなくなったとき、その他この契約に従った義務の履行ができなくなったときは、当該債務不履行から60日以内に債務不履行の治癒又は改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、債務不履行の治癒又は改善等のために、受注者に最長60日の猶予期間を与えるものとする。

### (契約の解除)

第76条 発注者は、必要と認めるときは、60日以上前に受注者に通知することにより、この契約を解除することができるものとする。この場合において、発注者は、受注者の被る損失（逸失利益を含む。）を補償するものとする。

- 2 発注者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者がその責に帰すべき事由によりこの契約の同一内容の違反を繰り返したとき。
- (2) 受注者が本件業務を放棄したと認められるとき。
- (3) 受注者がこの契約の解除を申し出たとき（ただし、第5項による解除を除く。）。
- (4) 受注者がこの契約に従った義務の履行を行わず、発注者が前条の規定により最長60日の猶予期間を設けて受注者に請求したにもかかわらず、受注者が当該猶予期間内にこの契約に従った義務の履行を行わないとき。
- (5) 受注者が破産、会社更生、民事再生又は会社整理若しくは特別清算のいずれかの手続について、その取締役会で当該申立等を決議したとき、あるいはその申立等がされたとき又は支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (6) 受注者が地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき
- (7) 受注者がこの契約の履行に当たって必要な法令の定めによる資格、許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (9) 受注者（受注者が特定共同企業体にあつてはその構成員のいずれかの者を含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注

者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (10) 公正取引委員会が、受注者（受注者が特定共同企業体にあつてはその構成員のいずれかの者を含む。以下本項、第 12 項及び第 13 項において同じ。）に違反行為があつたとして受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
  - (11) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に基づく課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
  - (12) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定に該当して有罪の判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 3 発注者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、30 日以上前に受注者に対し履行を催告し、催告期間内に改善されないときは、受注者に通知しこの契約を解除することができるものとする。
- (1) 受注者が、本件業務に係る発注者の通知する指示事項又は指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。
  - (2) 受注者が、第 69 条第 1 項に規定する保険契約締結の日の翌日から起算して 30 日以内に、保険契約を締結しないとき又はこれを維持しないとき。ただし、発注者は、受注者が加入すべき保険が必要とされないと合理的に判断される場合においては、当該保険に係る契約の締結を請求しないものとし、委託料から保険料相当額を減額する。
- 4 発注者は、本件施設の運転が停止状態に陥つた場合においては、受注者に対して運転再開までに 60 日の猶予期間を与えるものとし、当該猶予期間内に受注者が運転停止状態から回復できなかったときは、この契約を解除することができるものとする。ただし、発注者は、本件施設の運転が停止状態に陥つた場合において、受注者が再び事業を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときは、猶予期間を与えることなく、この契約を解除することができる。
- 5 受注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、自らが被る損害（逸失利益を含む。）について、発注者に損害賠償を請求できるものとする。
- (1) 発注者がこの契約に基づく債務の履行を行わない事態が 60 日間継続したとき。
  - (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となつたとき。
- 6 受注者は、第 1 項の規定に基づきこの契約の全部を解除されたときは、本件施設を現状のまま発注者に返還するものとする。ただし、発注者が求める場合、受注者は、本件施設を別紙 4 に記載する基本性能に関する性能要件を保持しかつ継続して運転可能な状態（以下「継続して運転可能な状態」という。）にして、発注者に返還するものとし、この場合に要する費用は、全て発注者の負担とする。また、発注者が求める場合、速やかに、

新たに本件施設の運営管理業務に従事する者に対して運転員の教育及び訓練を行うものとし、この場合に要する費用についても、全て発注者の負担とする。なお、受注者は、発注者に対して、受注者の責任と費用において、受注者が本件業務に活用した要領又は申し送り事項その他の資料を提供するほか、本件業務の引継ぎに必要な協力を行うものとする。

- 7 受注者は、第2項又は第3項の規定に基づきこの契約を解除されたときは、自らの負担において、本件施設を継続して使用可能な状態にして、発注者に返還するものとし、また、必要に応じて、速やかに、新たに本件施設の委託業務に従事する者に対して運転員の教育及び訓練を行い、受注者が本件業務に活用した要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行うものとする。
- 8 受注者は、第4項の規定によりこの契約を解除されたときは、運転停止の原因の全部又は一部が発注者の責に帰すべき事由によるものである場合、その責任の割合に応じて受注者の被る損害（逸失利益を含む。）の補償を発注者に請求することができる。運転停止の原因が不可抗力によるものであることを受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に合意した場合には、発注者は、受注者と協議の上、この契約の解除に伴って受注者に発生する費用のうち、やむを得ないものと認めるものについて補償するものとし、解除の精算金として支払う。これらの場合においては、第6項の規定を準用し、それ以外の場合においては、前項の規定を準用する。
- 9 発注者は、第1項から第4項までに規定するほか第70条第8項若しくは第71条第5項の規定に基づき、この契約を解除することができるものとする。第70条第8項又は第71条第5項の規定に基づきこの契約を解除する場合は第6項の規定を準用する。

#### **(違約金)**

第77条 発注者は、前条第2項、第3項及び第4項（運転停止の原因が受注者の責に帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）の各規定に基づきこの契約を解除したときは、本件施設を再び運転させるための費用として、受注者に対して違約金を請求することができる。違約金の額は、委託料（固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。）の額の10分の1に相当する額とする。なお、前条第7項（前条第8項により準用される場合を含む。）に規定される本件施設を継続して運転可能な状態にするための費用及び教育及び訓練に要する費用については、受注者は、当該違約金とは別に負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### **(責任限度)**

第78条 受注者が第9条第2項、第31条第4項、第38条第9項、第40条第2項、第41

条第4号、第42条、第52条第5項及び第68条第1項から第4項までの規定に基づいて支払うべき全ての追加費用、損害金、違約金及び前条の規定に基づく全部解除された場合の違約金の合計額は、委託料（固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。）の額の10分の1を超えないものとする。受注者は、当該責任限度額を超えては、発注者の被るいかなる損害についても責任を負わないものとする。ただし、受注者に故意又は重大な過失がある場合においては、かかる責任限度の適用はなく、また、第61条第1項に規定する取得費用及び第76条第7項（第76条第8項により準用される場合を含む。）に規定される本件施設を継続して運営可能な状態にするための費用並びに教育及び訓練に要する費用については、受注者は、当該責任限度額とは別に負担するものとする。

## 7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の特定事業契約書の条項のとおりである。

### (1) 運営管理業務委託契約

#### (業務委託期間の終了及び本件業務の延長)

- 第73条 発注者は、本件業務の延長が必要となった場合、業務委託期間終了日の60か月前から、本件業務の延長についての検討を開始するものとし、受注者は、要求水準書に従い、検討に際して発注者に協力する。
- 2 業務委託期間終了日の18か月前までに発注者及び受注者が合意した場合は、合意された内容に基づき新たな契約を締結する。この場合において、当該契約の形態については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、沼津市の関係条例等に従い、発注者と受注者の協議により定める。
- 3 第1項及び前項の規定による本件業務の継続に係る検討又は協議において、発注者及び受注者の合意が、業務委託期間が終了する日の18か月前までに成立しない場合は、業務委託期間終了日に本件業務は終了する。
- 4 業務委託期間の終了に際しての処置については、次条の規定に従う。

#### (業務委託期間終了時の明渡し条件)

- 第74条 受注者は、業務委託期間終了時に、要求水準書の定めに従い、本件施設を発注者に明け渡す。
- 2 受注者は、要求水準書に基づき、新たに本件施設の運営管理業務を実施する者に対し、業務委託期間中に最長3か月の運転教育を行わなければならない。
- 3 業務委託期間終了後2年の間に、本件施設に関して受注者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達成が発生した場合には、受注者は、自らの責任及び費用において改修等必要な対応を行わなければならない。
- 4 明渡し時のその他の条件は、発注者と受注者の協議により定める。